（安全栓）

**第十四条**　鉛直方向にレバーを握る操作により放射を開始するエアゾール式簡易消火具には、不時の作動を防止するため安全栓を設けなければならない。

2　安全栓は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　一動作で容易に引き抜くことができ、かつ、その引き抜きに支障のない封が施されていること。

二　内径が二センチメートル以上のリング部、軸部及び軸受部より構成されていること。

三　装着時において、リング部は軸部が貫通する上レバーの穴から引き抜く方向に引いた線上にあること。

四　リング部の塗色は、黄色仕上げとすること。

五　材質は、ＪＩＳ　Ｇ　四三〇九のＳＵＳ　三〇四に適合し、又はこれと同等以上の耐食性及び耐候性を有すること。

六　上方向（エアゾール式簡易消火具を水平面上に置いた場合、鉛直方向から三十度以内の範囲をいう。）に引き抜くよう装着されていること。

七　安全栓に衝撃を加えた場合及びレバーを強く握った場合においても引き抜きに支障を生じないこと。

八　引き抜く動作以外の動作によっては容易に抜けないこと。

（保持装置）

**第十五条**　エアゾール式簡易消火具（自動車に設置するものを除く。）には、当該エアゾール式簡易消火具を安定した状態に保たせるため保持装置を設けなければならない。ただし、保持装置を用いずに安定した状態を保つことができるものについては、この限りでない。

2　保持装置は、エアゾール式簡易消火具を容易に取りはずすことができる構造のものでなければならない。

（取手）

**第十六条**　エアゾール式簡易消火具の携帯又は運搬のために取手を設ける場合には、当該取手は、堅ろうで、かつ、エアゾール式簡易消火具の携帯又は運搬及び作動に適した寸法及び形状のものでなければならない。

（高圧ガス保安法の適用を受ける液化二酸化炭素用容器等）

**第十七条**　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の適用を受ける液化二酸化炭素用容器は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　内容積は、充**塡**する液化二酸化炭素の一グラムにつき一・五立方センチメートル以上であること。

二　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の定めるところによること。ただし、同規則第二条第二十六号の表液化炭酸ガスの項中「十九・六」とあるのは、「二十四・五」とする。

三　バルブ（高圧ガス保安法の適用を受けるものに限る。以下「容器弁」という。）又は作動封板を設けること。

2　前項第三号に規定する容器弁は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　弁箱は、ＪＩＳ　Ｈ　三二五〇に適合する材質又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する材質を用いたものであること。

二　弁箱は、二十四・五メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。

三　容器弁を設ける容器内の液化二酸化炭素の温度を四十度とした場合の内部圧力に等しい圧力を気体圧力で五分間加える試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。

四　安全弁を設けること。

3　第一項第三号に規定する作動封板は、十七・五メガパスカル以上設計容器破壊圧力の四分の三以下の圧力を水圧力で加える試験を行った場合において、破壊されるものでなければならない。

4　第二項第四号に規定する安全弁は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　封板式であり、かつ、噴き出し口に封を施したものであること。

二　容器内の圧力を有効に減圧することができること。

三　みだりに分解し、又は調整することができないこと。

四　十七・五メガパスカル以上二十四・五メガパスカル以下の圧力で作動すること。

五　「安全弁」と表示したものであること。

（高圧ガス保安法の適用を受けない液化二酸化炭素用容器等）

**第十八条**　高圧ガス保安法の適用を受けない液化二酸化炭素用容器は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　内容積は、充**塡**する液化二酸化炭素の一グラムにつき一・五立方センチメートル以上であること。

二　二十四・五メガパスカルの圧力を水圧力で二分間加える試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。

三　作動封板を設けること。

四　破壊されるときには、周囲に危険を及ぼすおそれが少ないこと。

2　前項第三号に規定する作動封板は、二十四・五メガパスカルの圧力を水圧力で加える試験を行った場合において、破壊されないものでなければならない。

（液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具に設けるホース等）

**第十九条**　液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具にホースを設ける場合には、当該ホースは、次の各号に掲げる試験を行ったときに、漏れ、亀裂、著しい変形その他の障害を生じないものでなければならない。

一　ホースを伸長した状態で、十六メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験

二　ホースの外径の五倍に等しい内径を有するようにホースを環状に曲げた状態で、十二メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験

2　液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具に放射ホーンを設ける場合には、当該放射ホーンは、非吸湿性であり、かつ、電気絶縁性のある強じんな材料を用いて造られたものでなければならない。

3　液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具に放射管又は結合金具を設ける場合には、当該放射管及び結合金具は、十六メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行ったときに、漏れ、離脱その他の障害を生じないものとし、かつ、放射管の周囲を熱の不良導体で被覆しなければならない。

（自動車に設置するエアゾール式簡易消火具）

**第二十条**　自動車に設置するエアゾール式簡易消火具は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　第四条第一項第四号に規定する自動車用クッション火災に対する消火性能を有するものであること。

二　温度八十三度以上八十七度以下の温水中に一時間浸す試験を行った場合において、破裂しないものであること。